

昨年のステージ発表の様子



「はばたけ 明日へ! きらめけ 笑顔!」をテーマに、今年も11月に開催されるフェスティバル江田島2012。地域の元気を集め、地域で子どもたちを育てる「地域の教育力」を高めることを目的に行われています。そこで、このイベントを盛り上げていただけるステージ発表者

フェスティバル江田島2012

フェスティバル江田島2012

募集

問国立江田島青少年交流の家 ☎(42) 0661

- を募集します。詳しくは、国立江田島青少年交流の家へお問い合わせください。
- ▼開催日時 11月25日(日) 午前9時45分〜午後3時40分(ステージ発表は午後2時〜2時50分)
- ▼開催場所 国立江田島青少年交流の家(江田島町津久茂1-1-1)
- ▼募集資格 市内在住の方(または市内の事業所などに勤務している方)を含むグループやサークルなど
- ▼募集数 3グループ。応募多数の場合、内容を検討して選ばさせていただきます。
- ▼発表時間 1グループ15分程度(準備・後片付けの時間を含みます)
- ▼申込方法 電話で国立江田島青少年交流の家(担当・倉本・杉原)へ申し込んでください。その際、グループ名、発表内容、人数、代表者名、連絡先をお伝えください。
- ※受付時間 午前8時30分〜午後5時15分(土・日・祝日も受け付け)
- ▼申込締切 11月4日(日)

今すぐできる 簡単な運動で 健康づくり

元気アップ教室(運動編) 参加者を募集

問保健医療課 ☎(40) 3247

健康



(昨年の教室の様子)

「健康のためには運動が大切!」と分かってはいるけれど、なかなか続かなかったり、何をしたらいいのか分からなかったり…。そんなあなたにぜひ参加していただきたいのが「元気アップ教室」。講師の先生の実技指導のもと、気軽に楽しみながらストレッチなどの運動方法を学べます。ぜひご参加ください!

- ▼講師 林田優子先生 (AFAA認定インストラクター)
- ▼対象者 市内にお住まいの方
- ▼開催日・会場 全24回開催(10月~平成25年3月)
 - ▶江田島保健センター▶能美保健センター▶三高会館▶大柿老人福祉センター
 - ※各会場毎月1回開催します。詳しい日程はお問い合わせください。
- ▼開催時間 午後1時~2時
- ▼準備物 タオル・飲み物・上履き・運動できる服装

参加無料!

申し込み不要!

どの会場でも参加OK!

参加者募集中です

募集

秋の江田島をサイクリング

問国立江田島青少年交流の家 ☎(42) 0661

サイクリングで江田島の自然を楽しむ1泊2日のイベントです。皆さまの参加をお待ちしています!



- ▶共催 江田島市観光協会
- ▶日時 11月17日(土)~18日(日)
- ▶場所 国立江田島青少年交流の家
- ▶対象 補助輪なしの自転車に乗ることができる小学生とその保護者(小学生のみの参加も可)
- ▶定員 80人程度(申込多数の場合は抽選)
- ▶参加費 大人1,900円、小学生1,860円
- ▶申込方法 11月2日(金)までに、申込書を郵送、FAX、メールいずれかで提出。申込書は、交流の家ホームページからダウンロードできます。
- ▶申込先 〒737-2126 江田島町津久茂1-1-1 国立江田島青少年交流の家「サイクリング」係 FAX (42) 0664 Eメール etajima-mado@niye.go.jp

参加費無料 ぜひご参加ください

運動

新体力テスト 参加者募集

問生涯学習課 ☎(40) 3037

文部科学省では、国民の体力・運動能力の現状を把握するため、体力・運動能力調査(新体力テスト)を行います。本市でも新体力テストを行いますので、ご参加ください。※参加費無料

- ▶対象者 小学1年~高校3年と20歳~79歳の男女
- ▶日時 10月14日(日) 午前8時30分~正午
- ▶場所 市スポーツセンター他
- ▶申込方法 10月10日(水)までに、生涯学習課へ申し込んでください。



障害者虐待防止法が10月1日に施行

障害者虐待を防ぐために

問社会福祉課 ☎(40) 3177(代)

福祉

障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が、本年10月1日に施行されました。この法律は、障害者への虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障害者の保護や自立支援などを通じて、障害者の権利や利益を擁護することを目的としています。障害のある人が地域で安心・安定した生活が送れるよう、みんなで虐待防止に取り組みしましょう。

虐待の種類

- この法律では、虐待の起こる場所を家庭内に限定せず、福祉施設や職場も想定されています。また、「虐待」とは次のような行為をいいます。
- ▼身体的虐待：障害者に対する暴行や、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
- ▼性的虐待：障害者にわいせつなことをしたり、させたりすること。
- ▼心理的虐待：障害者を侮辱したり拒絶するような態度や言葉で、精神的な苦痛を与えること。
- ▼放棄・放任：食事や入浴、排泄な

もし虐待に気づいたら

- 虐待を発見した人、虐待を受けた障害者(本人)は、ひとりで悩まず市の窓口や、障害者生活支援センターにご相談ください。市は、通報や届出の内容を検討して事実確認を行い、今後の対応を協議します。
- また、障害者虐待では、虐待をしている家族などにも支援が必要な場合もありますので、養護者の負担軽減、助言など根本的な虐待防止のためのサポートに努めます。
- ▼相談先 社会福祉課障害福祉係 ☎(40) 3177 市障害者生活支援センター ☎(57) 2215